

学校法人 カトリック・マリスト会学園
役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人 カトリック・マリスト会学園（以下「法人」という）の寄付行為（以下「寄附行為」という）第12条及び第28条の規定に基づき、寄付行為第5条に定める役員及び寄附行為第25条に定める評議員（以下、「役員等」という）の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の報酬等)

第2条 役員等の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては、支給しない

- 2 役員等には費用を弁償することができる。
- 3 常勤の職員並びに非正規雇用（パート・アルバイトを含む）の職員及び法人と業務委託契約を締結している受託者としての地位を有する役員等については、原則として報酬は支給しない。
- 4 役員の報酬は、各年度の総額が100万円を超えない範囲で支給する。
- 5 前4項に関し必要な事項は、評議員会の意見聴取及び理事会の議決により定める。

(会議への出席)

第3条 役員等が理事会、評議員会（以下、「法人の会議等」という）に出席したときは、別表1に規定する報酬及び費用を支払うことができる。

(業務への従事)

第4条 役員等が法人の会議等への出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて、その業務にあたった場合は、別表2及び3に規定する報酬及び費用を支払うことができる。

- 2 法人での業務に従事する場合は、別表2に規定する報酬及び費用を支払うことができる
- 3 法人外での業務に従事する場合は、別表3に規定する報酬及び費用を支払うことができる。

(監事による監査等)

第5条 監事が法人の運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2に規定する報酬及び費用を支払うことができる。

(報酬等の支払い方法)

第6条 報酬等は、現金により本人に支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見聴取及び理事会の議決により行うものとする。

附則 この規程は令和4年4月1日より施行する。

。

別表 1

理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会に出席した場合

名 称	報 酬	交 通 費
理 事 会	5,000円	実 費
評 議 員 会	5,000円	実 費

別表 2

施設での業務に従事した場合

名 称	報 酬	交 通 費
理事・評議員業務費用	5,000円	実 費
監 事 業 務 費 用	5,000円	実 費

別表 3

施設外での業務に従事した場合

費 用			そ の 他
報 酬	交 通 費	宿 泊 費	
1,500円/時間	実 費	10,000円	実 費

注) 1. 交通費：最短距離の公共交通機関を利用した場合の費用。

2. 費用の支払いにあたり、役員等は業務場所、内容、業務に従事した日、時間を記した作業月報を翌月初めに法人に提出し、理事長の承認を受けること。

3. その他：一般的に必要な経費と認められる範囲の費用で、領収書が提出されるもの。